

男鹿市告示第86号

男鹿市宿泊事業者人手不足支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市宿泊事業者人手不足支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示  
男鹿市宿泊事業者人手不足支援事業費補助金交付要綱（令和6年男鹿市告示第68号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 (略) (この告示の失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) 2 この告示は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則  
この告示は、公布の日から施行する。